

第7節 生活保護

1 生活保護

(1)生活保護事業

根拠法令等	生活保護法	所管課	保護課
申請窓口	保護課相談支援担当	負担割合	国3/4 市1/4

<目的・事業内容>

憲法第25条に規定されている国民の生存権保障の理念にもとづき、生活に困窮するすべての国民に対し、国の責任において、その困窮の程度に応じて無差別平等に、必要な保護を行い最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

①生活保護の概要

保護の受給要件

生活に困窮する者が、活用できる資産（家屋や土地など）、能力（就労の意思や能力など）、その他あらゆるものを、最低生活維持のため利用することを要件としている。また、民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべて生活保護に優先する。

保護は、厚生労働大臣が定める保護基準による最低生活費を、その世帯の収入と対比して、最低生活費に足りないときに、はじめて実施される。

保護の種類と実施手続き

保護の種類は、生活、教育、住宅、医療、介護、出産、生業、葬祭の8種類の扶助にわかれ、必要に応じ、その被保護世帯に該当する扶助が支給される。

保護の申請は、保護課相談支援担当で受理し、地区担当員が調査を行う。その調査結果にもとづき、保護の開始または申請の却下等となる。

保護受給中の世帯には、地区担当員が訪問し、その世帯の自立を助長するための助言指導等に当たる。

生活保護の基準と実施

保護基準は、年齢、世帯構成、地域別等において厚生労働大臣が定める。これは一般国民生活の消費動向を基礎として、毎年改正されている。大牟田市は2級地-2で標準3人世帯(33歳男、29歳女、4歳子)の生活扶助基準は145,270円となる。(平成20年4月1日改正：対前年度比100.0%)

保護実施上の取扱いは、「保護の実施要領」および「医療扶助運営要領」、「介護扶助運営要領」の通達にもとづき行う。

②生活保護の動向

これまでの動向

被保護世帯、人員の数は、昭和39年度をピークとし、以後51年度までは減少（年度により横ばい、または微減）の傾向を示していたが、長引く経済不況の影響を受け、昭和52年度から微増の傾向に転じ、とくに昭和57年度から60年度にかけて急増した。その後、昭和61年度以降は減少傾向が続いた。しかし、平成9年3月に本市の基幹産業である三池炭鉱が閉山し、社会、経済情勢は一層厳しい状況となり、平成9年度中期から平成15年度までは増加傾向となり、平成16年度から現在まで微増傾向へと転じてきている。

働きながら保護を受けている稼働世帯は、昭和51年度28.3%、昭和61年度20.6%、平成13年度10.0%と減少傾向であった。その後は横ばいとなっている。

平成 19 年度の世帯の状況

保護率は、人口千人に対し約 30.8 人で、県平均の 20.4 人、全国平均 12.2 人と比較すれば高い率を示している。

世帯類型は、高齢者世帯 48.6%、傷病障害者世帯 26.5%、その他の世帯 20.4%、母子世帯 4.5%の順で構成されている。高齢者世帯 48.6%は、全国平均 45.0% (H19.12 生活保護速報) より高く、保護受給期間の長期化傾向を示している。保護開始理由のうち傷病によるものが 41.0%と高い率を占めており、これが傷病障害者世帯 26.5%の比率となっている。母子世帯 4.5%は全国平均の 8.5%より低く、その他の世帯 20.4%は全国平均の 10.1%と比べ高い率を示している。

働きながら保護を受けている稼働世帯は 10.7%となっている。有効求人倍率は若干上昇しているものの、就労の場が少ないことや、地場賃金が低いこと等の要因があることから、この傾向は今後も継続すると思われる。

<実 績>

生活保護の年度推移

○保護の相談申請と開始廃止状況の推移

区 分		年 度				
		1 5	1 6	1 7	1 8	1 9
相 談		1,454	1,259	1,361	1,204	940
申 請		359	312	283	271	245
却 下		4	8	6	8	7
開 始	世帯数	313	277	266	244	227
	人員	492	443	444	374	354
廃 止	世帯数	251	261	211	253	217
	人員	371	382	279	362	307

○保護の世帯数人員の推移

※世帯数・人員は年度の月平均

区 分		年 度				
		1 5	1 6	1 7	1 8	1 9
生活扶助	世帯数	2,286	2,307	2,319	2,363	2,369
	人員	3,470	3,471	3,337	3,527	3,491
住宅扶助	世帯数	2,018	2,062	2,090	2,121	2,123
	人員	2,962	3,006	2,951	3,071	3,029
教育扶助	世帯数	168	167	165	172	162
	人員	257	258	250	271	251
介護扶助	世帯数	377	386	377	391	402
	人員	389	401	388	404	411
医療扶助	世帯数	2,621	2,670	2,686	2,707	2,704
	人員	3,640	3,683	3,615	3,732	3,699
出産扶助	世帯数	1	1	1	1	1
	人員	1	1	1	1	1
生業扶助	世帯数	1	2	60	71	83
	人員	1	2	65	77	91
葬祭扶助	世帯数	7	8	8	9	7
	人員	7	8	8	9	7
計	世帯数	2,725	2,756	2,775	2,813	2,808
	人員	4,001	3,999	4,007	4,039	3,988

保護率	(%)	29.4	29.7	30.1	30.8	30.8
-----	-----	------	------	------	------	------

○保護費の推移

(単位 千円)

区分 \ 年度	1 5	1 6	1 7	1 8	1 9
生活扶助	2,075,462	2,022,743	1,967,870	1,957,829	1,930,176
住宅扶助	524,308	541,968	556,552	573,744	575,727
教育扶助	19,437	19,271	19,330	20,233	18,691
介護扶助	73,222	84,812	91,245	79,517	87,762
医療扶助	4,515,859	4,354,166	43,78,030	4,419,945	4,197,089
出産扶助	3,033	3,112	1,226	3,052	2,897
生業扶助	818	1,219	13,016	12,424	16,014
葬祭扶助	16,197	18,346	17,096	20,522	16,176
保護施設事務費	7,993	6,414	5,725	3,679	3,724
計	7,236,329	7,052,051	7,050,090	7,090,945	6,848,256

(2) 自立支援プログラムに基づく就労支援事業

根拠法令等	セーフティネット支援対策等事業実施要綱	所管課	保護課
申請窓口	保護課相談支援担当	負担割合	国 10/10

<目的・事業内容>

生活保護制度の「自立助長」を強化することを目的として2つの就労支援事業を実施している。

ハローワークとの連携で就労支援チームを結成したり、所内に専門的な就労支援相談員を配置したりすることで、これまでの就労指導では就労に結びつけることができなかつた被保護者に対し、必要な助言や指導を細やかに継続的に行い、就労及び社会参加意識の向上支援を行なうもの。

①大牟田市被保護者就労支援事業

「大牟田市被保護者就労支援事業要綱」(H18.8.1 施行)を定め、平成18年8月より就労支援相談員1人(嘱託員)を配置し、就労支援対象者の選定、就労支援検討会議の議を経て実施している。

②生活保護受給者等就労支援事業

ハローワークの就職支援ナビゲーターによる就労支援を平成17年9月より、上記事業と同じく就労支援検討会議の議を経て実施している。

<実 績>

就労開始者の推移

①大牟田市被保護者就労支援事業

区分 \ 年度	1 7	1 8	1 9
就労支援対象者 (人)	—	37	57
就労開始者 (人)	—	13	22

②生活保護受給者等就労支援事業

区分 \ 年度	1 7	1 8	1 9
就労支援対象者 (人)	8	9	5
就労開始者 (人)	4	5	2